

## 窓先空地等の取扱い

項目	道路に直接面するとみなせる距離
----	-----------------

条文	東京都建築安全条例第19条第1項第2号
----	---------------------

条例第19条第1項第2号イの道路に直接面する窓は以下の要件を満たすこと。

- 1、道路に直接面するとみなせる距離L（窓から道路までの距離）は、全ての窓が道路に直接面していないとした場合に条例第19条第1項第2号ロの規定により必要となる窓先空地の幅員Lo未満であること
- 2、道路に面する窓は、有効で幅750mm×高さ1200mm、または直径1000mmの内接円以上とする
- 3、避難時の出入りに支障ないように上記寸法以上に開放できる構造にすること
- 4、窓は採光に支障ない素材を使用し、開放して通風を確保できる構造にすること
- 5、窓面の正面（室内側から窓に正対して屋外を見た方向）に道路が存在すること
- 6、窓面に避難上有効なバルコニーを設置した場合は、バルコニーの先端からの距離Lとする

距離L（窓から道路までの距離）＜距離Lo（全ての窓が道路に直接面していないとした場合の条例第19条第1項第2号ロの幅員）であること



▽：道路に面する窓（有効で幅750mm×高さ1200mm、または直径1000mmの内接円以上）  
 ◎：避難上有効な避難器具

関連通達・資料

30都市建企第722号 平成30年10月15日東京都建築安全条例第19号の運用の明確化について（東京都技術的助言）1-（2）